

水道だより

令和3年10月発行
山都町環境水道課
山都町浜町6番地
TEL.0967(72)4002

令和4年4月1日から

水道料金を増額改定します

5月の検針分から新しい料金表が適用されます。

●新しい水道料金表（税込）

口径	基本料金		従量料金（1 m ³ につき）			
	現行	新	基本水量	使用水量	現行	新
13mm	1,100円	1,320円	7 m ³ まで	7 m ³ を超える分	154円	187円
20mm	1,221円	1,474円				
25mm	1,243円	1,496円				
30mm	1,342円	1,617円				
40mm	1,496円	1,804円				
50mm	3,652円	4,389円				
75mm	4,510円	5,412円				
公共用	—	660円				
一時用	—	—	—	1 m ³ につき	308円	374円
消火栓 (演習用)	—	—	—	消火栓1個 1回につき	1,100円	1,320円

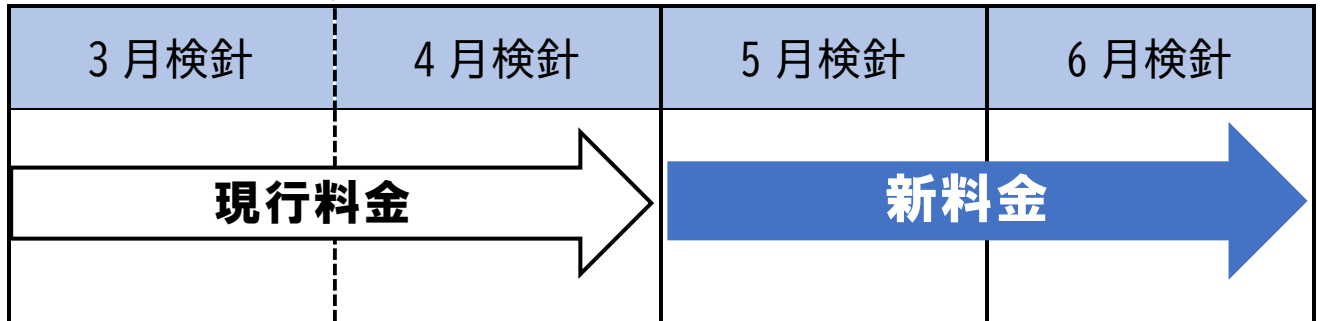
●口径13 mm・20 mmの平均的な使用水量における改定額

口径	平均 使用水量	現行料金	新料金	改定額
13 mm	14 m ³	2,178円	2,629円	+451円
20 mm	20 m ³	3,223円	3,905円	+682円

●新しい水道料金表の適用時期

新料金は令和4年4月1日以降の使用分から適用されます。

4月1日料金改定



●料金改定の背景

配水池や水道管など水道施設の多くは、昭和30～50年代に整備したため、老朽化が進んでおり、更新が必要な状況にあります。

また、地震などの災害時においても断水による影響を最小限にとどめるため、耐震化を進めていく必要があります。

今回の改定により増額する料金は、水道施設の更新（耐震化）事業を進めつつ、経営を安定させるために必要な財源となります。

日常生活に欠かせない水道料金の値上げは水道利用者の皆さまには大変ご負担をおかけしますが、安定した水道水の供給を将来世代に引き継いでいくために、ご理解とご協力をお願いいたします。

水道に関する各種手続きは・・・

- ◆水道の使用開始・中止（転入・転出）に関する届け出
- ◆使用者変更等お届け内容に変更がある場合
- ◆水道料金のお支払いについてご相談される場合

受付時間	平日 9:00～17:00	本庁	環境水道課	0967-72-4002
		清和支所	農林建設水道係	0967-82-2114
		蘇陽支所	農林建設水道係	0967-83-1114